

# SLN *SOFTIC LAW NEWS*

---

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎

編集 調査研究室長 石原 壽夫

No. 9 1988. 12. 9

○米国, ベルヌ条約に加盟へ ..... 1

---

**SOFTIC**

(財)ソフトウェア情報センター

〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル  
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター  
1988  
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

## 米国、ベルヌ条約に加盟へ

1. 米国がやっとベルヌ条約に加盟することになった。手続き的には未だ正式に発効したわけではないが、既にレーガン大統領が本年10月31日に批准書に署名しているので、あとは時間だけの問題である。同条約の規定によれば、加入書の寄託を受けたWIPO事務局長が、その寄託を通告した日の後三ヶ月を経過した日、又は加入国がこれより後の日を発効日として指定した場合はその指定された日が発効日とされる。本年12月9日現在、日本外務省は未だこの通告を受けておらず、また、「加入書の寄託後四ヶ月経過した時を発効日として指定する」との情報もあるので米国の正式な加盟は来春以降となろう。(SOFTICの最新入手情報によれば、「去る11月16日加入書寄託、来年3月1日発効」の模様だが、未確認である。)

2. ベルヌ条約加盟との関係で従来の米国の著作権法上、問題となった主な点は次の2点である。

### (1) 著作者人格権

米国著作権法は、著作権を単なる財産権という視点のみでしか捉えていない。しかるにベルヌ条約は、著者の人格を保護するという視点から「名誉・声望等を害されない権利」（いわゆる「著作者人格権」）の保護を各加盟国に義務づけている。そこで米国がこの条約に加盟する際、この著作者人格権保護の要請をどのように満足させるかが大きな問題となった。

### (2) 無方式主義

ベルヌ条約は、著作権の保護を受けるためには何の方式・手続をも要求しないことを定めている。プログラム開発者の立場からこれをみれば、プログラムの完成と同時に、特許における出願のような手続きを何もせずに、

完全なる著作権者になっていることを意味している。いわゆる「無方式主義」である。

これに対して米国の現行著作権法は、著作権の成立（発生）自体は無方式主義に従っているものの、侵害者を相手方として裁判所に訴えを提起するための条件として「登録」を要求している。即ち、著作権者は、著作権局に著作物を納入し、著作物の登録を受けなければ侵害訴訟を提起できないこととされている。この取扱いがベルヌ条約の前記無方式主義と矛盾することは明白である。

### 3. 米国の対応

(1) 条約加盟のために議会に提出された当初の法案には、「著作者人格権」の保護をうたう規定、及び無方式主義に適合させるために登録要件を撤廃する旨の規定が含まれていた。しかしその後、種々の経緯を経た後、最終的には上の2つの規定(案)はいずれも撤回され、「条約の要請と矛盾することのないように最低限必要となる修正のみを行う(minimalist approach)」ことで結着をつけた。

(2) 「著作者人格権」については、既に米国の現行法体系によって、これと同一の保護内容が実現しているから、条約加盟に際して何らの変更、又は、修正を加える必要はないとの見解をとった。従って今回の加盟のために、「著作者人格権」を意識した作業は最終的には何ら行っていない。

このアプローチに対しては、米国内にも、特に著作者の立場に立つ者から根強い反対意見が出されたようだが、最終的にはこれらの反対論は押し切られた模様である。

(3) 侵害訴訟提起のために「登録」を要求する現行法の規定が条約の無方式主義に反していることは明白である。この点をクリアするために米国は

「外国の著作物に限り、登録を要求しない」という道を選んだ。これによって米国の著作物は外国の著作物よりも不利な扱いを受けることになるが、ベルヌ条約は、「自国民に与えた利益は他国民にも与えよ（内国民待遇）」と規定するのみであり、他国民を自国民よりも優遇することを禁止しているわけではないので、上述の米国の対応策はベルヌ条約に違反していない。

このような手段をとってまで米国が登録制度を残そうとした理由は、公表されている資料によれば、この制度によって議会図書館による資料の完全な整備が担保されることになり、更には、それによって著作物の有効・円滑な利用が図れることになるから公共の利便に適うというものである。

#### 4. 効果

米国がベルヌ条約に加盟することによって内外のソフトウェア業界の実務がどのように変わるだろうか。著作権人格権については従来どおりであるから、何の変化も生じないはずである。これに対して登録要件については、多少の影響が現われよう。

つまり外国のプログラムについては、米国著作権局へ登録をすることなしに侵害者を裁判所に訴えることができるようになるので大変好都合となる。しかし米国内のプログラム開発者にとっては従来通りである。この点と、先程の著作権人格権についての対応とを合わせ考えると、米国内のソフトウェア業界にとって今回のベルヌ条約への加入は、さほど大きなインパクトを与えとは思われない。

ただ、注意すべきは、今回のベルヌ条約加盟によって米国は、加盟国として、同じく同条約に加盟するすべての国に対して、ソフトウェアの保護の徹底を要求できる条約上の権利を取得したことである。資料によれば、今回の加盟によって米国は、従前何らの保護をも要求し得なかった24ヶ国に対して、上述の条約上の権利を新たに行使し得ることになるとのことである。